

令和2年4月6日

各指定障がい児入所施設 管理者様
各指定障がい児通所支援事業所 管理者様
各指定障がい児相談支援事業所 管理者様

大阪市福祉局障がい者施策部
障がい支援課長
運営指導課長

新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての
障がい児通所支援事業所の対応について

平素は、本市福祉行政の推進にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和2年4月1日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において「感染拡大警戒地域」が示され、大阪府より市町村立学校に対し臨時休業の要請を受けたところであります。これを受け、本市におきましては幼児児童生徒の感染予防の観点から、大阪市立幼稚園、小学校、中学校については令和2年4月8日（水曜日）～4月19日（日曜日）、大阪府立支援学校及び大阪府立高等学校及び大阪市立高等学校については令和2年4月8日（水曜日）～5月6日（水曜日）を臨時休業とすることが決定されました。

令和2年2月28日付けの通知においては、放課後等デイサービスにつきましては、特別支援学校等に在籍する障がいのある児童（以下「児童」という。）が利用するものであり、当該児童には、保護者が仕事を休めない場合に、自宅等で1人で過ごすことができない児童がいることも考えられることから、感染の予防に留意した上で、原則として開所していただくようお願いするとともに、開所時間については可能な限り長時間とする等の対応をお願いしていたところですが、このたび、厚生労働省から、感染拡大警戒地域の市区町村においては、地域の感染状況を踏まえつつ、事業所への通所サービスの提供を縮小して実施すること、あるいは、児童や職員が感染した場合や地域で感染が著しく拡大している場合で、事業所への通所サービスの提供を縮小して実施することも困難なときは臨時休業をすることを検討するよう通知が発出されたところです。

これを踏まえ、障がい児支援事業所においても、爆発的患者急増を生じさせないよう最大限取り組む必要があることから、「3つの条件が同時に重なる場^{*}」を避けるための取組を、より徹底していただきますようお願いいたします。

なお、臨時休業期間の障がい児給付につきましては、令和2年2月28日付けで発出いたしました「新型コロナウイルス感染症対策のための学校一斉臨時休業を受けた対応及び依頼について」（以下「一斉臨時休業の対応通知」という）の適用期間を延長することとしますので、ご確認のうえご対応くださいますよう、よろしくお願いいたします。

また、児童発達支援におきましても、本日以降、放課後等デイサービスと同様の取扱としますので「一斉臨時休業の対応通知」をご確認いただきますようお願いいたします。

※「3つの条件が同時に重なる場」：これまで集団感染が確認された場に共通する「①換気の悪い密閉空間、②人が密集している、③近距離での会話や発声が行われる」という3つの条件が同時に重なった場のこと

記

1 適用期間について

本通知は本日から新型コロナウイルス感染症対策のための学校等の臨時休業期間中の適用とします。

2 臨時休業中の支援等について

各自治体の教育委員会が定めた新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業期間は引き続き「一斉臨時休業の対応通知の取扱」を適用します。

大阪市立以外の幼稚園・小学校・中学校、大阪府立以外の臨時休業期間は各市町村の教育委員会等にお問い合わせください。

また、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において「感染拡大警戒地域」の見解が示されたことを受け、児童発達支援におきましても、放課後等デイサービスと同様の取扱としますので、「一斉臨時休業の対応通知」をご確認いただきますようお願いいたします。

3 通所による療育支援以外の方法による支援の留意点について

放課後等デイサービス及び児童発達支援につきましては、児童の居宅訪問等において、個別支援計画の内容を踏まえ、健康管理や相談支援等のできる限りのサービスを提供した場合、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象とします。

(具体的な居宅訪問や電話等による支援内容の例)

- ・ 自宅で問題が生じていないかどうかの確認
- ・ 児童の健康管理
- ・ 普段の通所では出来ない、保護者や児童との個別やりとりの実施
- ・ 今般の状況が落ち着いた後、スムーズに通所を再開できるようなサポート

なお、この場合も通常の利用者負担が発生することについて保護者に説明し、了解を得ていただきますようお願いいたします。

4 支給量について

春休み期間以降も引き続き新型コロナウイルス感染症対策のため臨時休業となることを受け、受給者証の支給決定日以上の日数の利用が必要となった場合は、「新型コロナウイルス感染症対策のための学校臨時休業による臨時的な支給量の届出」の提出をもって、令和2年4月中の支給量を特例的に「30日」とします。(3月分とは別に提出必要)

つきましては、保護者等と相談の上、令和2年4月30日(木曜日)までに、該当児童の支給決定を行っている区保健福祉センターに「新型コロナウイルス感染症対策のための学校臨時休業による臨時的な支給量の届出」提出いただきますようお願いいたします。複数の事業所をご利用の場合は、事業所間で利用日等を調整し、連携していただきますようお願いいたします。期日を過ぎて提出された場合の支給量の変更は認められませんので、ご注意ください。

また、今回の新型コロナウイルス感染症対策のための学校臨時休業を受け、一時的に利用契約内容が変更となった場合も、契約内容（通所受給者証記載事項）報告書を該当児童の支給決定を行っている区保健福祉センターに提出していただきますようお願いいたします。

なお、「新型コロナウイルス感染症対策のための学校臨時休業による臨時的な支給量の届出」をもって支給量を増やし国保連請求を行った場合、「警告」となりますが、個別審査により対応いたしますので、ご了承ください。

5 その他

臨時休業日に放課後等デイサービスの支援を提供した場合は、「休日単価」で算定してください。

入学式や始業式、登校日の利用につきましては、「平日単価」となりますが、出欠を問うものでない場合は、休日単価で算定してください。出欠を問うものか不明な場合は、該当児童の保護者や児童が在籍する学校等に確認していただきますようお願いいたします。

6 添付資料

- ・新型コロナウイルス感染症対策のための学校臨時休業による臨時的な支給量の届出
- ・【厚生労働省事務連絡】学校の教育活動再開に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について
- ・【厚生労働省事務連絡】新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての児童通所支援事業所の対応について
- ・【文部科学事務次官通知】「Ⅱ.新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」の改定について（通知）
- ・【大阪市教育委員会外】新型コロナウイルス感染症の拡大予防に向けた学校休業について（お知らせ）
- ・【大阪府教育振興室長】府立学校における臨時休業等の措置について（通知）

7 新型コロナウイルス関連情報掲載ホームページ

○大阪市ホームページ

<https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000490878.html>

○新型コロナウイルス感染症への対応等についてホームページ（大阪市福祉局障がい者施策部）

※事務連絡（新型コロナウイルス感染症対策のための学校一斉臨時休業を受けた対応及び依頼について）掲載

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000496898.html>

○厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○大阪府ホームページ

<http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/corona.html>

【問い合わせ先】

大阪市福祉局障がい者施策部

（給付に関すること）

障がい支援課 Tel：06-6208-7986 Fax：06-6202-6962

（人員配置・届出に関すること）

運営指導課 Tel：06-6241-6520 Fax：06-6241-6608